記 者 発 表 資 料

令 和 5 年 2月 1日
広 島 県 教 育 委 員 会

教職員の懲戒処分について

令和5年2月1日付けで，次のとおり，懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
府中町立 府中緑ヶ丘 中学校 教頭 川西（かわにし）　昭彦（あきひこ） (54 歳)	懲戒免職	令和５年１月６日（金），広島市中区にある商業施設において，盗撮の目的で被害者のスカート内に小型カメラを向けたことにより，令和５年１月７日（土），広島県迷惑防止条例違反の容疑で逮捕された。 このことは，教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり，信用失墜行為を禁止した地方公務員法第 33 条の規定に違反する。

※　上記の中学校長については，所属職員に対する指導・監督が不十分であったため，厳重注意の措置を講ずるよう，令和５年２月１日付けで当該教育委員会へ通知しました。

【担当】
教職員課　小中学校人事係長　春田　修治
（電話）　082－513－4924
（内線）　4924
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp